慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	浅野和生君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.10 (1992. 10) ,p.178- 184
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921028-0178

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

見事に解明したものであり、その研究の独自性、先見性においても学界に寄与するところは非常に大きい。以上の理由によりわれわれは、同氏に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するのを適当と認めるものである。

平成三年七月十日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　松本　三郎
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　小田　英郎
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　山田　辰雄

浅野和生君学位請求論文審査報告

浅野和生君提出の学位請求論文『大正デモクラシーと陸軍』の構成は、以下の通りである。

はじめに

▼前編　デモクラシー思潮の高揚と陸軍将校の対応

第一章　大正期における陸軍将校の社会認識と陸軍の精神教育

一　序
二　日露戦争の教訓と精神教育の重視
三　ロシア革命の教訓と軍隊における家族主義
四　デモクラシー思潮への対抗
五　社会主義に対する危機感
六　国民総動員準備としての精神教育制度の実現
七　結語

第二章　日露戦後における日本陸軍の思潮

一　序
二　日露戦後経営策と精神教育の重視
三　国民総軍人精神国家の構想
四　結語

第三章　上杉慎吉の国体論の陸軍将校への影響
一　序
二　論争の結末に関する従来の評価
三　上杉と陸軍の接触
四　上杉の国体論と陸軍の政治思想
五　結語
第四章　『偕行社記事』に見る陸軍のデモクラシー観
一　序
二　第一次世界大戦後の思想状況に対する陸軍の認識
三　デモクラシー勢力の第一次世界大戦観に対する陸軍の見解
四　デモクラシーの思潮に対する陸軍の評価
五　デモクラシーの思潮に対する陸軍の対応
六　結語
第五章　デモクラシー思潮の高揚と陸軍の政治思想
一　序
二　陸軍のデモクラシー論
三　陸軍の国体論
四　デモクラシー思潮の高揚と陸軍の政治思想
五　結語
▼後編　政党勢力の伸張期における陸軍と政治
第一章　帝国国防方針の策定と西園寺の対応
一　序
二　帝国国防方針の策定過程
三　西園寺による「一般国政に対する軍部の独立」の容認
四　結語
第二章　大正三年度陸軍二個師団増設案不成立の経過と陸軍の主張
一　序
二　予算閣議に至る経過と政友会及び陸相の立場
三　予算閣議終了後における陸軍首脳の見解
四　結語
第三章　原首相の臨時海軍大臣事務管理実現の過程と陸軍の抵抗
一　序
二　全権委員選考をめぐる各界の意向
三　原首相の海相事務管理実現の過程と陸軍の抵抗
四　原首相の海相事務管理実現の条件とその影響
五　結語

あとがき

日露戦争の終結から昭和の初期までの時期は、一般に大正デモクラシーの時代といわれている。大衆運動の高揚、政党政治の発展、社会主義政党・労働組合の台頭と伸張等がその具体的な内容である。以上は国内におけるデモクラシーの諸傾向であるが、国際的には「デモクラシーのための闘い」といわれた第

一次世界大戦、その果実としての国際連盟の成立、ロシア革命、ヨーロッパにおける革命的な諸動向がある。かかる内外における民主主義的な激流に対し、日本陸軍はこれを警戒し、国の存亡にかかわる大事であると捉えていた。しかし、徴兵制を主とした陸軍は、その内部へのデモクラシー思潮の流入を避けることができなかった。本研究は、かかる時代に、陸軍が社会の現状を如何に捉え、どのように対処しようとしたのかを解明しており、前編では、陸軍将校のデモクラシー思潮との対決の姿を描き出している。従来、当該時期の陸軍については、法令・制度の変革史、陸軍の意向と日本の大陸政策との関係、あるいは国家総動員準備のための陸軍幹部の動向が研究されているが、一般の陸軍将校が社会思潮の変化をどのように受け止め、軍隊教育上いかなる配慮をすることになったかという研究はみられない。本研究は、デモクラシーの思潮が法令・制度の変革と相俟って、陸軍の内実にいかなる変化を与えることになったかについての最初の本格的な研究である。同時に、大正デモクラシーの研究として、従来のデモクラシーと反デモクラシーの言論人・学者・政治家・労働者・農民等の言動の研究にデモクラシーに対する陸軍内部の反応の分析を付け加えるものである。以下、各章を概説し、論評を加えて行きたい。

第一章は、本研究が対象とした全期間における陸軍将校の社会認識の変化と、それに伴う陸軍における精神教育の位置付けの変化を解明している。すなわち、日露戦争終結後、陸軍において精神教育が強調されることになり、その後第一次世界大戦、ロシア革命、国内へのデモクラシー思潮の流入によって、精神教育の重視はますます強調され、その手段として国体論の浸透が図られ、その対象がしだいに拡大された。より具体的には、軍隊内部での教育から、学校教育を通じての全国民の教育へと要求が高められ、実際、大正十四年には配属将校による学校教育の場における軍事教練が立法化されるに至ったことが指摘されている。つまり、デモクラシー思潮が高まった大正時代は、陸軍将校にとっては国家総力戦に対応する軍人精神教育の必要性がしだいに強調された時代であり、またその実践のための制度の実現をもって終わった時代であったことを明らかにしている。従来、政党政治の発展期として評価され、普通選挙の実現をもって終わったとされる大正デモクラシー期に、陸軍将校がちょうど裏側から対応する社会認識と行動をとったことを浮き彫りにしたものといえる。なお、日露戦争後の陸軍が精神教育を重視することになったことは以前から指摘されているが、ロシア革命成立についての陸軍の特殊な認識が、軍隊内務の家族主義の意義を変質させたとする指摘など、本研究のように社会認識の変化と精神教育の実践状況の反省との相互作用が明快に描かれたことはかつてなかった。従来あまり利用されることのなかった陸軍将校の機関誌『偕行社記事』の論説記事を丁寧に分析した成果である。

第二章においては、第一章に展開した陸軍の精神教育強化論

の出発点として、日露戦争終結から明治四十五年までに時代を限定して陸軍将校の国内思潮に対する認識と対応策についての論議を詳細に検討し、現役の陸軍軍人教育において軍事技術教育以上に精神教育（大和魂・武士道）を強調することになった陸軍将校の論理を明らかにしている。すなわち、陸軍将校の認識によれば、日露戦争戦勝後の社会風潮は驕奢華美であって、軍人精神に相反するものであった。しかも、帝国国防方針の実現には三年兵役制を実質的に二年兵役制に変えることが必要になり、それまでより素質の劣った青年も入営してくることになる上、より短期間で訓練を完了しなければならなくなった。これに加えて予備役・後備役としても戦闘力を保持させなければならない。さらに、以前より悪い社会風潮の中から、より素質に劣る青年を入営せしめ、しかもより短期間により一層の教育効果を実現するという困難な問題を課せられることになった、と論述している。しかしながら、陸軍将校が打ち出した具体的な方策は、将校自身が優れた軍人精神の持ち主になることにより軍隊教育を徹底することと現行制度活用の工夫であって、それ以上の新しい制度導入の主張はなされていないとしている。すなわち、家庭教育から学校教育、軍隊教育、青年団や在郷軍人会の教育的影響を実現して、国民総軍人精神国家を実現することが、希望としては表明されていたが、第一章に指摘された大正後期の軍人精神の国民教育制度実現の要求とは一線を画していたことを明らかにしている。従来の陸軍についての研究は陸軍中央の指令・方針が焦点とされてきたが、本章は、軍隊教育の現場にある将校に焦点を当て、将校の社会認識と精神教育の具体的な実践論にまで言及しており、研究対象を拡大させたものといえる。

第三章では、大日本帝国憲法に関する最大の憲法論争であった、いわゆる「天皇機関説」をめぐる美濃部・上杉論争と陸軍の憲法解釈について検討している。この論争については、一般に美濃部の勝利をもって終わったとされ、論争の結果美濃部流の憲法解釈が学会の主流となったとされているが、本研究では大正二年の時点で美濃部が完全に勝利したとする評価に疑問を呈し、大正政変が惹起される時代風潮の中で、いわゆる美濃部の勝利とされるものは、美濃部の上杉より民主的な憲法解釈が学界・言論界では多数を占めたというにすぎないものであったと論述している。すなわち、憲法解釈論の論争としては、上杉と美濃部は立論の次元が異なっており、かみあっていなかったとし、むしろ論争の結果として、山縣有朋ら陸軍の首脳が上杉と接近することになったこと、上杉の憲法学がその後の陸軍の正統の憲法解釈として採用されることになったことを重視している。通説では、論争の結果は、美濃部の憲法学がその後のデモクラシー運動展開の理論的基礎を提供することになったとしているが、本研究は、同論争は一方で、上杉の憲法学が以後の国体論に基づく陸軍の主張の基礎を提供する契機ともなったと指摘する。気鋭の学徒にふさわしい新説の提示である。

第四章は、『偕行社記事』の論説記事を通して、陸軍が大正デモクラシー思潮を如何に評価したか、また、陸軍の諸施策が如何なる思想的背景の下に提案されていったかなど、大正デモクラシー思潮に対する陸軍の対応を思想的に分析している。陸軍が、ロシアの崩壊、ドイツ・オーストリア帝国の共和国化の主な原因をデモクラシー思潮の軍隊への流入に求める一方で、第一次世界大戦の結果については、より小なる軍国主義に対する偉大なる軍国主義の勝利であると捉え、軍国主義に対する民主主義の、あるいは君主主義に対する民主主義の勝利であるとは評価しなかったとする点は新しい角度からの指摘である。結局、陸軍が、上杉流の国体論による日本異質論によって、世界的なデモクラシーの趨勢から日本を除外すると同時に、デモクラシーの主張を国体論に合致するかどうかを基準として取捨選択しようとしたことを明らかにしている。また、デモクラシーの思潮に感化されて入営する兵卒の教育のためとして、将校に諸思想の研究が奨励されるに至ったことが、軍人が政治及び政治思想に関与することを公認する結果になったことに注目している。この着想が新鮮であるだけに、昭和期における軍部の政治介入と結びつくか否かにつき、将来研究を進めることを期待したい。

第五章は、デモクラシーの主張を国体論に合致するか否かを基準として取捨選択した結果、陸軍は、結局のところデモクラシーの政治的要求のすべてを否定していたことを明らかにしている。すなわち、陸軍は、議会制民主主義の原理である選挙と多数決および代議制を擬制であるとして否定し、一部の少数者が利益を壟断し国民の意志の政治への反映を妨げるものであるとして、政党政治を拒否した。また、デモクラシー思潮に対する陸軍の対応策は、将校・下士卒からひいては国民全般に国体思想を浸透させるものであり、具体的には国体思想の展開として、反政党政治、天皇大権絶対主義、日本の国体の世界的優越性の強調という政治思想宣伝の形をとるものであった。かくして、デモクラシー思潮の高揚に直面した陸軍は、それの対応策として国体論の宣布を採用した。そのことによって、政治関与を禁じられている軍人が、政治思想宣伝により政治関与を行うことになり、デモクラシー思潮に対抗する勢力となったことを論証している。大正デモクラシーの一側面をその反作用から明らかにしたユニークで魅力ある研究である。

以上、前編ではデモクラシー思潮に対する陸軍の対応について考察しているが、当該時期の陸軍は、一方で政治の場においてしばしば実際に政党と対決することになった。後編では本研究が対象とした時代の初期、中期、後期に発生した政党内閣に対する陸軍の対抗が見られた事例について検討している。

第一章は、帝国国防方針の策定過程を詳述し、初めて策定された帝国国防方針が、内容的に軍の統帥事項に限定されず「帝国施政の大方針」に言及するものであり、国務そのものとして

の国防を規定するにもかかわらず、西園寺内閣が全く関与していなかったことを明らかにしている。従来、帝国国防方針の策定過程の概要に関する一定の研究はなされてきたが、本研究は、陸軍の内部資料を用いて詳細に手順を解明することによって、この策定過程が全くの変則措置であることを論証している。さらにまた、陸軍が、「帝国国防方針」案に政府承認の形式を整えようとした際、西園寺がその策定過程と同案に異議を唱えなかったことにより、「帝国国防方針」は国策となった。このことは、軍部の一般国政からの独立を認める結果となり、その後の政党政治の発展にとっては悪しき前例となったと指摘している。軍部の一般国政からの独立確保という観点から「帝国国防方針」策定の過程を分析することは新しい試みである。

第二章では、大正政変を惹起したために著名である陸軍二個師団増設案が翌大正三年度予算においても不成立に終りながら、陸軍が重大な反対運動を展開しなかった事情について検討している。従来、その原因として原内相の緻密な計算と、陸相および陸軍幹部の希望的観測の存在が指摘されていたが、本研究は、先行研究に、以下の新見解を加えている。すなわち、陸軍が説得された理由を、焦点の二個師団を既存の増師計画の最後の二個師団から、帝国国防方針によって実現すべき六個師団増師の最初の二個師団へと認識を変更することにより、将来にわたる内閣との良好な関係維持が必要であると陸軍が判断したためであると説明している。この結果、陸軍が、内閣に対して相対的に独立した立場を主張するにしても、その主張を承認する勢力が衆議院に多数を占めていなければ結局は増師が実現できないとの現状認識に立ち、政友会を与党とする山本内閣が当分の間存続することを期待することになったとしている。本章は、政党勢力が陸軍の編成に対して一定の制御を行ないえた事例を提示し、二個師団増師についての従来の研究を、より一歩進めるものである。

第三章は、ワシントン軍縮会議に際して加藤海相を全権大使として派遣する留守中の海相の事務取扱をめぐり、陸軍の強硬な軍部大臣現役武官論を排除して原首相が臨時海軍大臣事務管理に就任可能となった事情を解明している。その経過の概要はすでに研究されているが、本研究は、原首相に軍部大臣文官制実現への積極的意図が存在したこと、当事者であった加藤海相の軍部大臣文官制容認的思想の存在、加藤の海軍内部での高い威信、反軍的世論の存在の他、山縣の原に対するこの時期の特別な信頼感等を指摘し、先行研究を超える業績を上げている。とりわけ、山縣の原に対する信頼であるが、これは反政党政治の有力な勢力である陸軍の最高実力者が、政党政治発展の主導者に特別な信頼感を抱いていたということである。この両者の関係は、実際には原の暗殺と山縣の死去で終ったものの、この時点では政党による陸軍制御の一層の進展の可能性があったことを示唆するものである。他方で、陸軍が原首相の海相事務管理を容認する過程で、この事例は陸軍に対する先例とならず、

原首相は陸軍に対して軍部大臣文官論を押し付けないとする覚書の提出を原に求めるなど、あくまでも陸軍は政党内閣に対する独立性確保に固執していたことを指摘している。

以上が各論考の概要と論評であるが、本研究の成果として評価すべき点は以下の通りである。まず、すでに触れた通り、当該時期の陸軍に関する従来の研究は、法令・制度の変革史、大陸政策との関係、国家総動員準備のための陸軍幹部の動向に向けられていた。本研究は、陸軍将校の機関誌を研究の中心的資料とし、従来分析されることのなかった一般の陸軍将校の思想を政治史研究の中に取り込むことに成功している。また、防衛研究所および国立国会図書館憲政資料室の未公刊資料を積極的に用いている点が挙げられる。これによって、すでに概要が知られている事象を敢えて取り上げ、既存の評価に修正を求める挑戦的研究を行うことにもなった。今後は、本研究が扱わなかった昭和初期の陸軍の内実等、対象とする範囲をさらに広げて研究が進展することを期待したい。かように期待するのは、本研究にとりくんだ論者の積極果敢な研究心、精緻な分析力、説得力を持つ論理構成力等をもってすれば、より壮大な研究は十分可能であると信ずるからである。

以上、本研究は、大正デモクラシーおよび陸軍の研究として近代日本政治史研究に種々の貢献をなすものとして高く評価することができる。よって、ここに浅野和生君が、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与されるに適格であると認定する。

平成三年七月十二日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　中村　勝範
副査　慶應義塾大学法学部教授　池井　優
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　向井　健